

一般競争に係る公告（建設工事）

次のとおり一般競争（技術提案型競争見積方式）に付します。

平成22年7月2日

契約責任者  
郵便事業株式会社  
財務部門担当執行役員 中城 吉郎

1 工事の概要

- (1) 工事名 南風原支店模様替工事  
(2) 工事場所 沖縄県島尻郡南風原町兼城684-9  
(3) 工事内容  
ア 工事種目 本工事は、建物壁面線の後退に伴う既存建物の減築を主体とした建物及び外構の模様替工事であり、付随する設備工事は本工事に含まれる。  
イ 建物用途 郵便施設  
ウ 構造階数 鉄筋コンクリート造 地上2階  
エ 建物規模 延床面積 約1,030㎡  
(模様替対象床面積 約380㎡、取りこわし面積 約130㎡、  
自転車置場面積(新設) 約80㎡(鉄骨造))  
(4) 工期 平成23年9月12日まで  
(5) 本工事は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」の非対象となる工事である。  
(6) 本工事は、契約責任者が競争参加の資格があると認めた者から、交付する図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)に対するコスト縮減が可能となる技術提案(以下「縮減提案」という。)を求め、当該縮減提案を審査の上、設計図書等に基づく見積内訳書及び縮減提案に基づく見積内訳書を徴して総合評価及び交渉に関する順位付けを行い、交渉順位の上位順位者と交渉を行い契約の相手方を決定する「技術提案型競争見積方式」の対象契約である。  
(7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式適用工事である。  
(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で、次の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、競争参加資格確認申込書(以下「申込書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の受付締切日の1年7か月前までとし、かつ最新のものであること。

総合評定値の 工事種別	建築一式	総合評定値	900点以上
事業所の所在地に関する要件	沖縄県内に建設業法上の本店、支店又は営業所を有すること。		
施工実績に関する要件	平成12年度以降に元請けとして完成(資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。)し、入札説明書に示した建物用途の建物で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上2階建て以上かつ延床面積が200㎡以上の新築又は増築工事の施工実績を1件以上有すること。		

配置技術者に関する要件	求めない。
その他	別紙競争参加説明書に示すとおりとする。

### 3 担当部署

区 分	担当部署	電話番号	住 所
契 約	日本郵政株式会社 近畿施設センター 総務グループ計画・契約担当	TEL 06-6944-5575 FAX 06-6943-1964	〒530-8797 大阪市中央区北浜 東3番9号
工 事	日本郵政株式会社 近畿施設センター 技術グループ 建築担当	TEL 06-6944-5585 FAX 06-6943-1734	日本郵政グループ 大阪ビル 3階

### 4 日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
競争参加説明書等の交付	平成22年7月2日(金)から 平成22年7月16日(金)まで	日本郵政グループホームページよりダウンロード(注2)
第1回設計図書等の交付(貸与)	平成22年7月2日(金)から 平成22年7月16日(金)まで	3の担当部署(工事)
申込書及び資料の提出	平成22年7月2日(金)から 平成22年7月16日(金)まで	3の担当部署(契約)
競争参加資格の確認通知	平成22年7月23日(金)までに通知	
第2回設計図書等の交付(貸与)	平成22年7月26日(月)から 平成22年8月9日(月)まで	3の担当部署(工事)
質問の受付	平成22年7月26日(月)から 平成22年8月9日(月)まで	3の担当部署(工事)
縮減提案の提出	平成22年7月26日(月)から 平成22年8月9日(月)まで	3の担当部署(契約)
縮減提案の採否通知	平成22年8月18日(水)までに通知	
回答書の閲覧	平成22年8月18日(水)から 平成22年8月24日(火)まで	大阪市中央区北浜東3番9号 日本郵政株式会社 近畿施設センター 掲示板、及び日本郵政グループホームページ(注2)
見積内訳書の提出	平成22年8月18日(水)から 平成22年8月24日(火)まで	3の担当部署(契約)

順位通知	平成22年8月26日(木)までに通知	
交渉	平成22年9月7日(火) 10時30分	〒530-8797 大阪市中央区北浜東3番9号 日本郵政グループ大阪ビル3階 日本郵政株式会社 近畿施設センター 入札室

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時(正午から午後1時の間を除く。)

(注2) 日本郵政グループホームページ

<http://www.japanpost.jp/>

[日本郵政グループホームページ](#) [会社情報](#) [調達情報](#) [建設工事関係](#)

[入札公告](#) [沖縄エリア / 郵便事業株式会社 / 建設工事関係 \(入札公告等\)](#)

#### 5 競争参加資格の確認

本競争への参加を希望する者は、2に示す競争参加資格を有することを証明するため、申込書及び資料を4に示す期間に、3の担当部署(契約)へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限ることとし、最終日までに必着とする。)により提出すること。

なお、郵送により差出した場合は、書留郵便物で差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証(お客様控え)」(余白に入札した工事名を記載すること。)の写しを開札日の2日前までに3の入札担当部署にFAXにより送信すること。(競争参加確認のため。)

ただし、申込書及び資料の電送(FAX等)による受付は行わない。

#### 6 設計図書等の交付等

第1回目の設計図書等の交付期間及び場所は、4に示すとおりとする。貸与された設計図書等は、申込書及び資料の提出期限までに必ず返却すること。

なお、貸与を希望する者は交付場所へ「設計図書等交付申込票」(第1回目交付用)によりFAX送信すること。

おって、第2回目の設計図書等の交付は、契約責任者から競争参加資格があると認められた者に限り、4に示す期間及び場所で貸与する。

第2回目についても、交付場所へ事前に「設計図書等交付申込票」(第2回目交付用)によりFAX送信すること。ただし、契約責任者から送付を受けた競争参加資格確認通知書を併せてFAX送信すること。

交付期限間際の申し込みをした場合は、設計図書等に対する質問書の提出期限を過ぎることがある。

#### 7 設計図書等に対する質問

現場説明書、仕様書及び図面等に対する質問がある場合は、質問書を書面により4に示す期間、場所に持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限ることとし、最終日までに必着とする。)により提出する。

#### 8 質問回答書

質問書に対する回答書は、4に示す期間、場所にて閲覧に供する。

#### 9 縮減提案の提出

契約責任者から競争参加資格があると認められた者は、縮減提案を4に示す期間、場所に持参により提出すること。

#### 10 見積内訳書の提出

次に掲げる内容を記載した見積内訳書を4に示す期間、場所に持参により提出するものとする。

(1) 競争参加の資格があると認められた者に交付する図面及び仕様書等に基づく見積内訳書

(2) 9で採用された縮減提案に基づく縮減額に係る見積内訳書

## 11 交渉の順位及び通知

4 に示す期間までに通知する。

## 12 交渉

4 に示す日時及び場所において見積内訳書に基づき交渉を行う。

- (1) 交渉順位者を対象として、原則として、第 1 位順位者と契約希望価格について交渉を行う。
- (2) 交渉順位の第 1 順位者から第 3 順位者が交渉を辞退した場合は、評価順位における第 4 順位者以降を繰り上げて交渉を行う場合がある。

## 13 その他

### (1) 入札の保証及び契約の保証

ア 入札の保証 免除

イ 契約の保証 要

### (2) 契約書の作成の要否 要

### (3) 見積の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が提出した見積内訳書、縮減提案書に虚偽の記載をした者が提出した見積内訳書及び見積内訳書又は見積書の提出に関する条件に違反したものは無効とし、無効の見積内訳書及び見積書の提出を行った者を決定としていた場合には当該決定を取り消す。

### (4) 契約締結後の技術提案

詳細は競争参加説明書及び現場説明書による。

### (5) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

### (6) 見積内訳書

ア 見積内訳書の様式は自由とするが、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載し、代表者印を押印のこと。詳細は競争参加説明書による。

イ 提出された見積内訳書の返却はしない。

ウ 提出された見積内訳書が未記入である場合には、見積内訳書の提出を無効とする場合がある。

### (7) 支払条件 契約書（案）及び現場説明書による。

### (8) 火災保険付保の要否 要

## 競争参加説明書

公告に基づく競争参加等については、関係法令並びに関係規定類に定めるもののほか、この競争参加説明書によるものとする。

### 1 競争に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から交渉合意の時までの期間に、沖縄県内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、内閣府沖縄総合事務局又は沖縄県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による祖雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている期間中でないこと。
- (2) 旧日本郵政公社発注工事において、平成 18 年 10 月 16 日付けの工事成績点を通知された者で、工事種別に関係なく 55 点未満の成績点を持つ者でないこと。ただし、通知されなかった者については適用しない。
- (3) 反社会的勢力と認められる者でないこと。  
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。  
ア 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者  
イ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者  
ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (4) 下記ア及びイに該当しないものであること。  
ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。  
イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結を決定したものを除く。

### 2 施工実績に関する要件について求められた場合

- (1) 施工実績に関する要件の詳細は以下のとおり。  
ア 施工実績は完成、引渡し済みのものに限る。  
イ 施工実績は(ア)から(カ)の事項を満たすこと。  
(ア) 新築又は増築工事とは、躯体及び外壁のほか内装を含む建築一式工事であること。  
(イ) 増築工事とは、別棟増築、横増築及び上階増築等の増築形態を問わない。  
(ウ) 複合用途の建物は、要件とした用途の部分が要件とした床面積（これに付随する共用部分を含む）以上か、又は建物の延床面積が要件とした面積以上で、かつ、要件とした用途部分の面積が建物の過半を占めること（「これに付随する共用部分」とは、要件とした用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。  
(エ) 複合構造の建物は、要件とした構造の部分が要件とした床面積以上であること。  
(オ) 同一敷地内で複数棟の建物は、延床面積については複数棟の合計面積でよいものとし、構造については、主たる棟が要件とした構造を満たしていること。  
(カ) 施工実績の建物にパーキングタワーなどの別棟機械式駐車場が含まれている場合は、延床面積には参入しない。  
ウ 入札公告に建物と同種用途としての要件を示したときの「建物用途」とは、別記に示すとおりとする。
- (2) 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、当該共同企業体に係る工事が、平成 15 年度以降に日本郵政公社が発注した工事につ

いては、共同企業体の構成員としての出資比率は問わないこととする。

3 配置技術者に関する要件について求められた場合  
求めない。

4 申込書及び資料の作成にあたっての留意事項

(1) 申込書は、「様式1」により作成のこと。

(2) 資料は、次に従い作成すること。

ア 施行実績等

公告に示す資格があることを判断できる施工実績（代表的なものを1件記載）及び営業所等の所在地を「様式2」に記載すること。

イ 配置技術者

求めない

ウ 契約書の写し等

「様式2」の記載内容が証明できる資料を添付すること。その確認のため、必要に応じて以下いずれかの補足資料の提出を求めることがある。

なお、施工実績が、模様替工事、複合用途・複合構造の建物である場合は、工事实績の内容確認を行うので(ア)Cに示す書類を資料と併せて提出すること。

A CORINSデータ（竣工時カルテ）がある場合は、その写し。

B Aのない場合は、契約書（注文書等）及び契約図書（新築又は増築工事の施工実績は、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事であることを確認できる設計図書）の写し又は発注者による施工証明書の写し。

また、共同企業体としての実績は、出資比率が証明できる協定書等の写し。

C 施工実績等の実績において、上記2(1)イの(ア)から(カ)に該当するもの又は建築用途が不明確なもの（工事名称から建築用途が類推できないもの）は、該当する延床面積等の実績が証明できる範囲等を示した設計図又は確認申請書・計画通知書（面積計算書を含む。）の写し。

D 分割発注実績は、各分割受注実績すべてを証明する施工実績等に該当する書類の写し。

5 競争参加資格要件の確認

競争参加資格の確認は、申込書の提出期限の最終日をもって行うものとし、その結果は公告の4に示す期限に書面で通知する。

なお、申込書の提出に併せて、通知に必要な返信用封筒として、見積内訳書提出者の住所、商号又は氏名を記載し、速達特定記録郵便料金分の郵便切手を貼付した長3号封筒を提出すること。

6 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認められた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

(1) 競争参加資格がないと通知のあった日から5日（土曜日、休日を含まない）以内に公告の3に示す担当部署（工事）に持参すること。

なお、郵送、電送（FAX等）によるものは受け付けない。

(2) 契約責任者は、説明を求められた日から5日（土曜日、休日を含まない）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 設計図書等の交付

(1) 設計図書等の貸与

設計図書等は公告に示す期間に担当部署（工事）において貸与する。貸与を希望する者は準備期間を要するため、事前に「設計図書等交付申込票」を記入後FAX送信すること。その際、郵送（送料実費負担）を希望する者は、その旨を併せて記載すること。

貸与された設計図書等は、第1回目は申込書及び資料の提出期限までに、第2回目は交渉時まで貸与先に郵送（必着）又は持参により必ず返却すること。

(2) その他

交付する設計図書には、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書・公共建築設備工事標準図が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

8 設計図書等に対する質問について

(1) 仕様書、図面及び現場説明書等に対する質問がある場合は、現場説明書に示す質問書様式に記入の上、4に示す期間内に指定の場所に提出すること。

(2) 質問書に対する回答書は入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

なお、希望者には、質問回答書の写しを手交する。また、質問回答書の写しの送付を希望する者は、返信用封筒として住所、商号又は氏名を記載し、速達一般書留郵便料金分の郵便切手を貼付した長形3号封筒を質問書に併せて提出すること。この場合、質問書の下部余白に「質問回答書（写）郵送希望」と明記すること。

また、日本郵政グループホームページにおいても閲覧に供する。

日本郵政グループホームページアドレス

<http://www.japanpost.jp/>

[日本郵政グループホームページ](#) [会社情報](#) [調達情報](#) [建設工事関係](#)

[入札公告](#) [沖縄エリア / 郵便事業株式会社 / 建設工事関係（入札公告等）](#)

9 コスト削減を可能とする技術提案の提出

契約責任者から5により競争参加資格があると認められた者は、次のとおり、「様式3」により、縮減提案を公告の4に示す期間内に指定の場所に提出すること、提出された縮減提案を審査し、施工の確実性、安全性及びコスト縮減効果を評価する。

縮減提案の提出がない場合においては、縮減提案がない旨を記載した書面を提出すること。

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送によるものは受け付けない。

郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残るものとする。

(2) (1)の縮減提案の提出に併せて、10の通知に必要な返信用封筒として、縮減提案提出者の住所及び氏名を記載し、速達特定記録郵便料金分の郵便切手を貼付した長3号封筒を提出すること。

(3) 縮減提案のヒアリング

契約責任者から、提出された縮減提案について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 縮減提案の作成方法等に関する問い合わせ先

公告の3に示す担当部署（工事）へ照会することが出来る。

(5) 提出された縮減提案の公表の可否については、あらかじめ意思表示を行うこと。

なお、その後の工事において、当該縮減提案の内容が一般的に使用されている状態となったときには無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。

(6) 採用された縮減提案は、契約締結後に設計図書等とともに契約書に添付するものとする。

10 技術提案の審査

9により提出された縮減提案を審査の上、公告4に示す期限に審査に基づく縮減提案の採否を通知する。

なお、縮減提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行う。

おって、縮減提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性及びコスト縮減効果を評価する。

(1) 非採用項目に関する説明要求

採用されなかった縮減提案の項目について書面により、次に従い説明を求めることができる。

(2) 非採用の通知のあった日から5日（土曜日、休日を含まない）以内に係る公告の3に示す担当部署（工事）に持参すること。

なお、郵送又は電送（FAX等）によるものは受け付けない。

(3) 契約責任者は、説明を求められた日から5日（土曜日、休日を含まない）以内に説明を求

めた者に対し書面により回答する。

#### 11 見積内訳書の提出

10により縮減提案採否の通知を受けた者は、次のとおり、参加表明書（様式4）及び見積内訳書を公告の4に示す期間内に指定された場所に、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。電送（FAX等）によるものは受け付けない。

##### (1) 提出する見積内訳書等

ア 参加表明書（様式4）

イ 交付された図面及び仕様書等に基づく見積内訳書

ウ 10により採用とされた縮減提案の項目に基づく縮減額に係る見積内訳書

【縮減提案に採用のない者及び縮減提案がない旨の書類を提出した者は提出不要。】

##### (2) 作成要領

別添のとおり。

(3) 見積内訳書の提出に併せて、下記12の通知に必要な返信用封筒として、見積内訳書提出者の住所、商号又は氏名を記載し、速達特定記録郵便料金分の郵便切手を貼付した長3号封筒を提出すること。

##### (4) 見積内訳書作成に関する問い合わせ先

公告の3に示す担当部署（工事）。

##### (5) 見積内訳書の開封日

見積内訳書提出期限の翌日とする。

#### 12 総合評価

11によりそれぞれ提出された見積内訳書に基づき、次のとおり総合評価を行う。

(1) 総合評価は、次に掲げる評価方法に基づき算定した評価価格（以下「評価価格」という。）により行う。

評価価格 = (11(1)イで提出された見積内訳書記載の見積価格)

- (11(1)ウで提出された見積内訳書記載の見積価格)

(2) (1)の評価価格が最低な者を最も高い評価とし、当該最高評価者を第1順位として以降全ての見積内訳書提出者を対象に評価に関する順位（以下「評価順位」という。）を定め、総合評価とする。

なお、評価順位については、見積内訳書提出者に対して通知する。

#### 13 交渉の順位及び通知

(1) 原則として、評価順位における第1順位者から第3順位者に交渉に関する順位（以下「交渉順位」という。）を付与する。

なお、当該交渉順位については、当該順位者に対して、公告の4に示す期限までに12(2)の通知に併せて通知するものとする。

(2) 評価価格が交渉を開始する基準として適当と認められない場合においては、見積内訳書の見直しを求めることがある。

#### 14 交渉及び見積内訳書の提出

(1) 交渉順位者を対象として、原則として、13により交渉順位第1位を付与された者と契約希望価格について交渉を行う。

(2) 交渉順位第1位の者の提出した見積内訳書と当方の想定する設計価格の差が著しく乖離していると認められる場合、交渉を開始する開始基準価格を通知する場合がある。

##### (3) 交渉日時

公告の4に示す日時及び場所（予定）

注：(2)により開始基準価格を通知された者は、交渉開始価格の範囲内で見積もった詳細な見積内訳書の提出を求める場合があるので、交渉日の変更を行う場合がある。

##### (4) 交渉

交渉は、次に掲げるとおり契約希望価格について行う。

ア 交渉は、3日（土、日曜日及び祝日を除く。）を限度とする。

イ 交渉の方法



- (ア) 見積内訳書に基づき交渉を行う。
- (イ) 交渉の過程でコスト縮減に関する新たな提案を受け付ける。
- (ウ) 契約責任者が示すコスト縮減に関する項目について検討を行うこと。
- (I) その他

ウ 交渉順位の第1順位者と交渉を行っても、合意とならない場合においては、当該交渉相手との交渉を不調とし、次順位者と交渉することがある。

エ 総合評価価格が同価である場合等には、他の同価の者と並行して交渉を行うことがある。

オ 交渉順位の第1順位者から第3順位者までが交渉を辞退した場合においては、総合評価の結果順位における第4順位者以降を繰り上げて交渉を行うことがある。

#### (5) 見積書（見積札）の提出

(4)の交渉により本件工事に係る契約希望価格について契約責任者と合意した場合は、見積書（見積札）に当該合意価格を記載の上、提出すること。

- (6) 決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって決定とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 15 契約の相手方の決定

契約の相手方の決定は、14(5)により提出された見積書記載の見積価格が予定価格の制限の範囲内で有効なものである場合とする。ただし、当該見積書記載価格が低入札価格調査基準を下回る場合は、調査を行うので、見積書提出者は当該調査に協力しなければならない。

なお、調査結果が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる場合は、契約の締結を行わない。

### 16 入札の保証及び契約の保証

#### (1) 入札の保証

入札公告に示すとおりとする。

#### (2) 契約の保証

入札公告に示すとおりとする。契約の保証の種類は、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約とします。

- (3) 申込価格が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札価格調査基準）に該当するとして調査を受けた者との契約に関しては、契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とする。

### 17 契約の無効

公告に示した競争参加資格のない者が提出した見積内訳書、縮減提案書に虚偽の記載をした者が提出した見積内訳書及び見積内訳書又は見積書の提出に関する条件に違反したものは無効とし、無効の見積内訳書及び見積書の提出を行った者を決定としていた場合には当該決定を取り消す。

なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において1～5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

### 18 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。

### 19 その他

- (1) 競争参加者は、競争参加注意書、契約書案および現場説明書を熟読し、その内容を遵守すること。
- (2) 申込書及び資料等に虚偽の記載をした場合は、競争参加（指名）停止を行うことがある。

- (3) 申込書及び資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申込書及び資料等は、当該提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書及び資料等は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 見積内訳書の作成方法
  - ア 工事費内訳書の様式は自由とするが、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載し、代表者印を押印のこと。
  - イ 見積内訳書には次に掲げるものについて金額を明確に記載し、直接工事費については、建物は科目ごとに、その他は特記仕様書の種目ごとに区分すること。
    - (ア) 直接工事費
    - (イ) 共通仮設費（注：直接工事費に含むことも可とする。）
    - (ウ) 現場管理費
    - (エ) 一般管理費
- (8) 施工実績等が公告に相当するかどうかについて疑義のある場合は、公告に示す担当部署（工事）に照会することが出来る。

建物用途

別記

建物用途は、下表の摘要欄に「 」で示したものとする。

(下表 1 / 2)

建築物又は建築物の部分の用途の区分 <建築基準法施行規則別紙より>	摘要
一戸建ての住宅	
長屋	
共同住宅	
寄宿舍	
下宿	
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	
幼稚園	
小学校	
中学校、高等学校又は中等教育学校	
養護学校、盲学校又は聾学校	
大学又は高等専門学校	
専修学校	
各種学校	
図書館その他これに類するもの	
博物館その他これに類するもの	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
保育所その他これに類するもの	
助産所	
児童福祉施設等（前三項に掲げるものを除く。）	
隣保館	
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	
病院	
巡査派出所	
公衆電話所	
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	
地方公共団体の支庁又は支所	
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	
工場（自動車修理工場を除く。）	
自動車修理工場	
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	
ホテル又は旅館	
自動車教習所	
畜舎	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	
食堂又は喫茶店	

(下表 2 / 2)

建築物又は建築物の部分の用途の区分 <建築基準法施行規則別表区分表>	摘要
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前二項に掲げるものを除く。）	
事務所	
映画スタジオ又はテレビスタジオ	
自動車車庫	
自転車駐車場	
倉庫業を営む倉庫	
倉庫業を営まない倉庫	
劇場、映画館又は演芸場	
観覧場	
公会堂又は集会場	
展示場	
料理店	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	
ダンスホール	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
卸売市場	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	
その他	

建築物又は建築物の部分の用途の区分 <貨物自動車運送事業法に基づく施設>	摘要
物流施設（貨物自動車運送事業の用に供する施設）	